

国会公契第 1 号
国営管第 28 号
国北予第 4 号
令和 4 年 4 月 19 日

大臣官房官庁営繕部 管理課長 殿
各地方整備局 総務部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿
国土技術政策総合研究所 総務部長 殿
国土地理院 総務部長 殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

直轄工事及び建設コンサルタント業務等における
契約の保証及び前払金保証に係る保証証書等の電子化について

「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について」（令和 4 年 3 月 22 日付け国会公契第 55 号、国北予第 67 号）、「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」の一部改正について」（令和 4 年 4 月 19 日付け国官会第 150 号、国北予第 3 号）等を踏まえ、直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証及び前払金保証に係る保証証書等の提出又は寄託に代わる措置の実施については、下記のとおり定めたので、遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1 用語の定義

(1) 契約書 次に掲げるものをいう。

- ① 「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）別冊工事請負契約書
- ② 「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 9 月 5 日付け建設省営管発第 556 号）別冊工事請負契約書
- ③ 「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 26 号）別冊土木設計業務等委託契約書
- ④ 「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成 10 年 10 月 1 日付け建設省厚

- 契発第 37 号) 別冊建築設計業務委託契約書
- ⑤「官庁営繕部所掌の建築設計業務委託契約書の制定について」(平成 10 年 10 月 1 日付け建設省営管発第 335 号) 別冊建築設計業務委託契約書
 - ⑥「建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成 13 年 2 月 15 日付け国官地第 3-2 号) 別冊建築工事監理業務委託契約書
 - ⑦「官庁営繕部所掌の建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成 13 年 2 月 15 日国営管第 7 号、国営技第 2 号) 別冊建築工事監理業務委託契約書
 - ⑧「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る調査業務請負契約書の制定について」(平成 23 年 1 月 17 日国営管第 396 号) 別冊調査業務請負契約書
 - ⑨「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る業務契約書の制定について」(平成 23 年 1 月 17 日付け国営管第 397 号) 別冊業務契約書
 - ⑩「発注者支援業務等委託契約書の制定について」(平成 24 年 1 月 10 日付け国地契第 64 号、国北予第 28 号) 別冊発注者支援業務等委託契約書
- (2) 契約の保証に係る保証証書等 契約書第 4 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに規定する保証に係る保証書又は証券をいう。
 - (3) 前払金保証に係る保証証書 契約書((1)①から③までに掲げるものに限る。)第 35 条第 1 項若しくは第 4 項又は契約書((1)④及び⑤に掲げるものに限る。)第 36 条第 1 項若しくは第 4 項に規定する保証契約の保証証書をいう。
 - (4) 保証証書等 契約の保証に係る保証証書等又は前払金保証に係る保証証書をいう。
 - (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
 - (6) 電磁的方法 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。
 - (7) 電子証書等 電磁的記録により発行された保証証書等をいう。
 - (8) 電子証書等閲覧サービス 電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。
 - (9) 契約情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。
 - (10) 認証情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。
 - (11) 金融機関等 保険会社、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)等をいう。
 - (12) 契約担当官等 会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。

2 保証証書等の提出又は寄託に代わる措置

保証証書等の提出又は寄託に代えて講ずることができる電磁的方法であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 受注者が、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧すること。
- (2) (1)の措置は、令和4年5月9日以降に保証証書等の提出又は寄託が行われるものについて適用する。
- (3) (1)の電子証書等を閲覧するための契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して受け取ること。

3 2による取扱いの留意事項

(1) 前払金保証に係る保証証書の取扱い

- ① 令和4年4月1日以降に新たに契約を締結するものについての前払金保証に係る保証証書の寄託については、原則、記2の措置によるものとする。
- ② 令和4年3月31日以前に契約を締結しているものについて前払金保証に係る保証証書の提出を記2の措置により行う場合においては、あらかじめ契約を変更し、「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について」（令和4年3月22日付け国会公契第55号、国北予第67号）等による改正後の契約書の規定に変更すること。
- ③ 電磁的方法による提出を受けた電子証書等を出力した書面又は電磁的記録は、支出負担行為担当官が自ら若しくはその指定する職員をして保管し、又は計算証明規則第22条の支出計算書の証拠書類とする。ただし、電磁的方法による提出によらない場合は、なお従前の例によること。

(2) 保証の契約内容を変更する場合の保証証書等の取扱い

電磁的方法による提出によらない保証証書等の提出又は寄託が行われたものについては、当該保証の契約内容を変更する場合（①又は②の場合をいう。）において記2の措置は適用しないので、従前の例によること。

- ① 令和4年5月8日以前に保証証書等の提出又は寄託が行われたものについて令和4年5月9日以降に当該保証の契約内容を変更する場合
- ② 令和4年5月9日以降に保証証書等の提出又は寄託が行われたものであって、電磁的方法による提出によらないものについて同日以降に当該保証の契約内容を変更する場合

4 現場説明書における周知

契約の保証については、以下を参考に「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成24年3月19日付け国官会第3186-5号、国地契第95号、国北予第39号）別添2（2）又は「工事請負契約及び設

計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」(平成 24 年 10 月 2 日付け国営管第 258 号) 別添 2 (2) に追加して記載すること。

当該措置について、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する方法とし、この場合においては、契約情報及び認証情報について可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

※電子証書等 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により発行された保証書又は証券をいう。

※電子証書等閲覧サービス 電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

※契約情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※認証情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

前払金の保証については、以下を参考に記載すること。

○前払金の保証について

前払金の保証に係る保証証書の寄託について、原則、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書(電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。)を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は、当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する方法とし、この場合においては、保証契約番号及び認証情報について可能な限り電子契約システムを介して提供すること。